参考資料３

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する
パブリックコメントの実施について

令和元年９月３０日
文 化 庁 著 作 権 課

１．パブリックコメント実施の趣旨

侵害コンテンツのダウンロード違法化（刑事罰化を含む。以下同じ。）については、リーチサイト対策とともに、総合的な海賊版対策の一環として先の通常国会への法案提出を検討していましたが、国民の皆様の不安や懸念を払拭するに至らず、最終的には同国会への提出を見送ることとしました。これを受けて、特に侵害コンテンツのダウンロード違法化については、改めて、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という２つの課題を両立した案を作成すべく、具体的な制度設計等の検討を行う必要があるところ、その前提として、まずは、国民の皆様の御意見を丁寧にお伺いしたいと考えております。

多様な御意見を幅広く把握した上で検討を進めることが重要だと考えておりますので、本件に関して御意見をお持ちの団体等（※）におかれては、可能な限り、本パブリックコメントに対して御意見を御提出いただくよう、お願いいたします。

（※）特に、本年１月～３月にかけて、団体として又はその団体に所属する有志の方が御意見を公表されている団体におかれては、可能な限り御意見を御提出いただきたいと考えております。

２．これまでの経緯及び海賊版対策全体との関係

海賊版被害が深刻さを増している状況を受け、２０１８年６月～１０月にかけて、知的財産戦略本部「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」において総合的な海賊版対策をとりまとめるべく様々な手法について検討が行われました。サイトブロッキングに関する法制度整備についての意見の対立が大きく、最終的に報告書をとりまとめるには至っていませんが、その他の対策については、同年１０月３０日の知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会 コンテンツ分野を取り扱う会合」において行われた同タスクフォースの座長による報告の中で「（前略）関係省庁の連携等によるリーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに取り掛かることが必要な内容について、共通の認識が得られた」等とされ、関係省庁等が連携しつつ速やかに取組を進めることとなりました。

これを受け、文化審議会著作権分科会において侵害コンテンツのダウンロード違法化についての検討を集中的に行い、本年２月には、他の様々な施策とあわせて報告書がとりまとめられました。文化庁では、この報告書に基づき、総合的な海賊版対策の一環として、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む著作権法改正案を先の通

常国会に提出すべく検討・調整を進めてきましたが、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して国民の皆様の不安や懸念を払拭するに至らず、最終的には同国会への提出を見送ることとしたところです。

このような経緯も踏まえ、本年３月末以降、改めて、知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会」において、漫画家・出版社・消費者団体・知財法学者・弁護士など様々な関係者からのヒアリングを行いつつ、海賊版対策全体のパッケージや各施策の進め方について議論が行われてきました。その結果、知的財産戦略本部「構想委員会」において「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」及び「インターネット上の海賊版対策に関する工程表」が了承され、第一段階の「できることから直ちに実施」する施策として、著作権教育・意識啓発や正規版の流通促進など、第二段階の「導入・法案提出に向けて準備」する施策として、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化など、第三段階の「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」する施策として、サイトブロッキングが位置付けられています。具体的な進め方としては、侵害コンテンツのダウンロード違法化については「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと』という２つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める」、リーチサイト対策については「引き続き法案提出に向けた準備を進める」こととされております。

今後、文化庁においては、上記の方針及び本パブリックコメントの結果を十分に踏まえつつ、様々な関係者・有識者を含めた検討の場を設置し、具体的な制度設計等についての検討を丁寧に進めていきたいと考えております。

３．質問事項及び回答様式

別紙のとおり。

４．留意点

文化庁としては、今後、具体的な制度設計等の検討を丁寧に進めていきたいと考えておりますところ、御意見を御提出いただくに当たっての御参考として、侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関して先の通常国会への提出を検討していた案の趣旨・概要・条文等に関する資料を添付しておりますので、御参照ください。

また、文化審議会著作権分科会報告書（２０１９年２月）の該当部分もお示ししておりますので、より詳細な背景・検討過程等をお知りになりたい場合は、こちらも併せて御参照ください。

５．資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載もしくは文化庁著作権課にて資料配布

６．意見募集期間

令和元年９月３０日（月）～令和元年１０月３０日（水）　必着

７．意見提出の方法

「（別紙）質問事項及び回答様式」に御回答を御記入の上、以下のいずれかの方法により御提出ください。集計の都合上、可能な限り電子メールでの御提出をお願いいたします。電話・FAXによる御意見の受付けはできませんので、御了承ください。

ア．電子メールによる提出

・以下のメールアドレスに御送付ください。
　chosaku@mext.go.jp
・判別のため、件名は【侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントへの意見】として下さい。

イ．郵送による提出

以下の住所・宛先に御送付ください。

〒１００－８９５９
東京都千代田区霞が関３－２－２
文化庁著作権課法規係　宛

８．備考

・「（別紙）質問事項及び回答様式」以外の様式で御提出された場合や、「７．意見提出の方法」とは異なる方法で御提出された場合、同一人物又は同一団体による御意見が複数あった場合等には、御意見が受け付けられない場合がございます。
・御意見に対して個別には回答できませんので、あらかじめ御了承願います。
・御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
・御提出いただいた御意見の内容や団体名については公表する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います（個人の氏名、連絡先電話番号、連絡先メールアドレスについては公表致しません）。

【添付資料】

（添付１）著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案　概要説明資料（平成３１年２月２２日　条文審査資料）
※侵害コンテンツのダウンロード違法化についてはＰ１１～１７を、リーチサイト対策についてはＰ１～１０を参照

（添付２）著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照表（平成３１年２月２２日　条文審査資料）
※侵害コンテンツのダウンロード違法化についてはＰ２・３及びＰ１６・１７を、リーチサイト対策についてはＰ１１～１３、Ｐ１６及びＰ１７を参照

（添付３）文化庁当初案の考え方に関する資料（侵害コンテンツのダウンロード違法化）

（参考）文化審議会著作権分科会報告書（２０１９年２月）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf
※侵害コンテンツのダウンロード違法化についてはＰ４５～８３を、リーチサイト対策についてはＰ２～４４を参照

以上

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント
質問事項及び回答様式

１．基本的な考え方

（１）「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という２つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

① 賛成
② どちらかというと賛成
③ どちらかというと反対
④ 反対
⑤ 分からない

＜回答欄＞

２．懸念事項及び要件設定

（１）侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記（ⅰ）～（ⅶ）のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば（ⅷ）に記入して下さい。

（ⅰ）インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（ⅱ）重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（iii）漫画の１コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（iv）原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（ｖ）無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（vi）権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（vii）権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

① とても懸念される
② どちらかというと懸念される
③ あまり懸念されない
④ 全く懸念されない
⑤ 分からない

＜回答欄＞

（viii）その他、懸念事項があれば記入して下さい。

<回答欄>（自由記述）

（２）上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件･内容とすることが望ましいと考えますか。下記（ⅰ）及びその回答に応じた（ⅱ）～（ⅵ）の回答欄に記入して下さい。

（ⅰ）侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案（添付１～３参照）について、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

＜回答欄＞

① 適切である（文化庁当初案のままで良い）
② 違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき）
③ 違法となる対象が狭い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）
④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき（政府における検討に委ねる）
⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

（ii）（ｉ）で①を選択した場合、その理由を教えて下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の２つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

＜回答欄＞（自由記述）

（iii）（ｉ）で②を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の２つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

＜回答欄＞（自由記述）

（iv）（ｉ）で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の２つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

＜回答欄＞（自由記述）

（ｖ）（ｉ）で④を選択した場合、その理由を教えて下さい。

<回答欄>（自由記述）

（vi）（ｉ）で⑤を選択した場合、その理由を教えて下さい。

<回答欄>（自由記述）

3．その他

（1）侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかに御意見があれば、記入して下さい。

＜回答欄＞（自由記述）

（２）リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄>（自由記述）

（3）その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

＜回答欄＞（自由記述）

４．御回答者

①個人／団体	②氏名／団体名	③団体の場合には意思決定のレベル
		（例）総会決定／理事会決定／有志による意見
④連絡先電話番号		⑤メールアドレス

※団体におかれては、団体の業務内容や構成員などが分かる資料の添付をお願いします。

自民党・公明党　条文審査資料（平成31年2月22日）

添付1

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案　概要説明資料

文化庁

著作物等を巡る近時の社会状況の変化等に適切に対応するため、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるもの【平成32年1月1日から施行（7．の一部は、「公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日」から施行）】

【著作権等の適切な保護を図るための措置】

1．リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応
【第113条第２項～第４項、第119条第２項第４号・第５号、第120条の２第３号等】

2．ダウンロード違法化の対象範囲の拡大【第30条第１項第３号・第２項、第119条第３項・第４項等】

3．アクセスコントロール等に関する保護の強化【第２条第１項第20号・第21号、第113条第７項、第120条の２第４号等】

4．著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化【第114条の３】

【著作物等の利用の円滑化を図るための措置】

5．著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入【第63条の２等】

6．行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）【第42条第２項】

【その他】

7．プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム特例法）【プログラム特例法第４条、第26条等】

海賊版被害の実態及び早急な法整備の必要性について

【例：漫画・雑誌等の被害（いずれもダウンロード型）】 ※権利者団体による推計

◆日本最大級のリーチサイト「**はるか夢の址**」における被害　：　**約731億円**（摘発までの１年間）

◆主要な**4つのリーチサイト**における被害　：　**約738億円**（過去6か月間）

⇒　その他にも、**膨大な数のリーチサイト等が存在**しており、**被害は極めて深刻**。
主要なストリーミング型サイトである漫画村閉鎖後、**ダウンロード型が主流**に。
（出版関係団体によると、アクセス数**上位10件のうち9件がダウンロード型**）

⇒　漫画・雑誌のほか、**音楽、アニメ・映画、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文**など、**著作物の分野・種類を問わず、被害が発生**。

⇒　著作権者に無許諾でアップロードされた侵害コンテンツは、**リーチサイトにリンク**が貼られることで、**約62倍も多く視聴**されてしまう（電気通信大学による調査）。

早急に対策を講じないと、クリエイター・コンテンツ産業に回復困難な損害が生じる恐れ。

＜喫緊の法整備＞

①リーチサイト規制　＋　②ダウンロード違法化・刑事罰化（著作物全般に拡大）

（※）このほか、広告出稿抑制やアクセス警告の導入など、民間ベースの取組も推進する必要

これにより、海賊版被害の拡大が防止され、著作権法の目的である「文化の発展」に資する。

主要な４つのリーチサイト

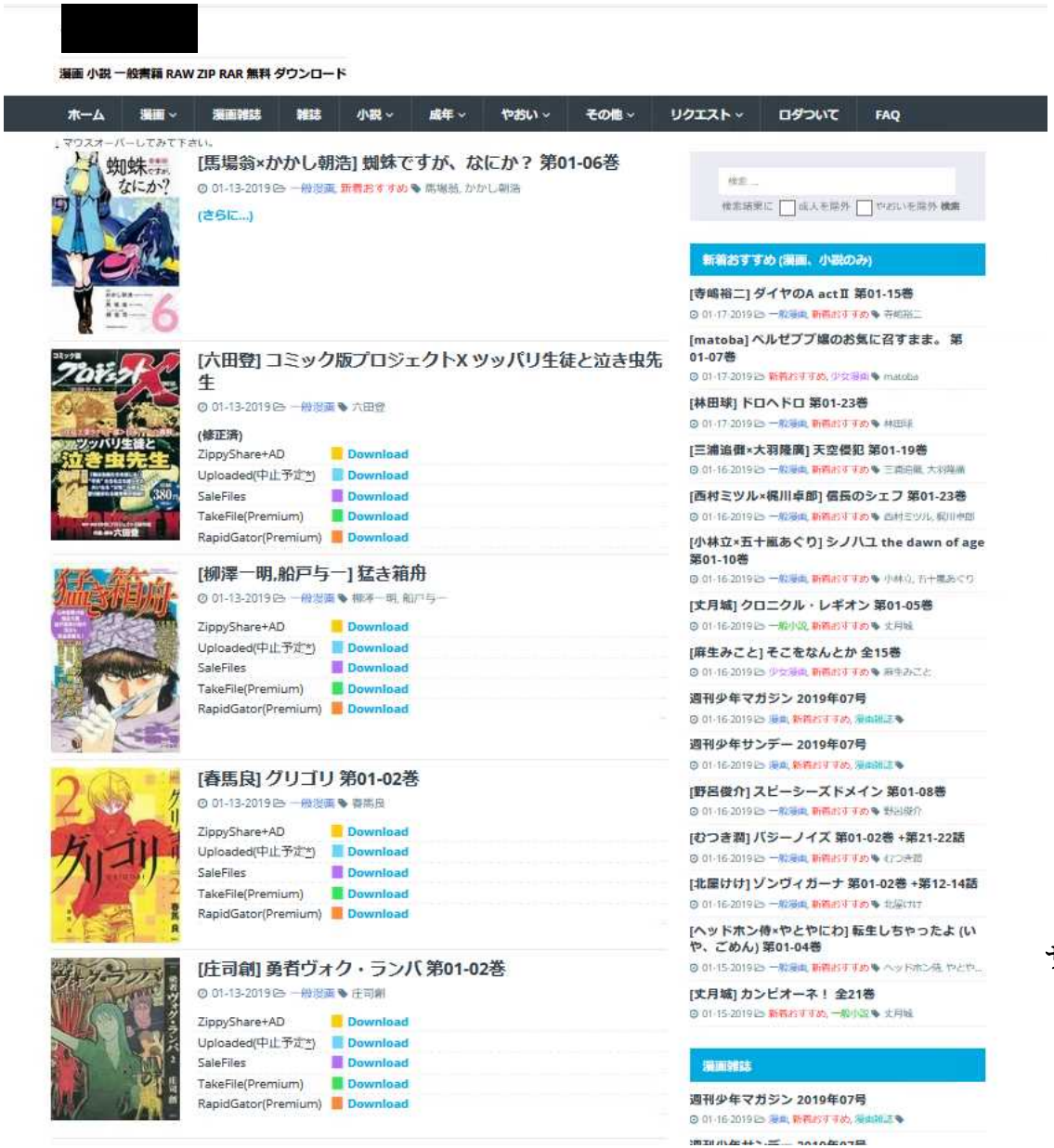

サイトA　掲載ファイル数：22,025

（参考）最大手のサイトA
漫画村閉鎖後の伸長月間訪問者数（万人）

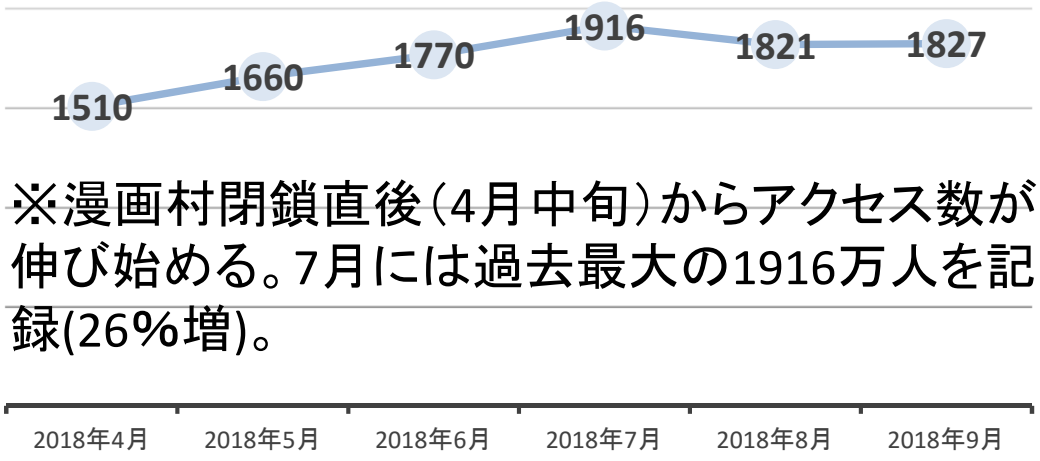

※漫画村閉鎖直後（4月中旬）からアクセス数が伸び始める。7月には過去最大の1916万人を記録(26%増)。

サイトB 掲載ファイル数：52,317

サイトC 掲載ファイル数：18,913

サイトD 掲載ファイル数：31,298

1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応 【第113条第2項等関係】

○ インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、その背景の一つとして、自身のウェブサイトには侵害コンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへのリンク情報等を提供することで利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト（リーチサイト）やこれと同様の機能を有するアプリ（リーチアプリ）の問題が指摘。

○ リーチサイト・リーチアプリは、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い場・手段であり、そこにおいて行われるリンク情報の提供は著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるものであることから、①リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為や、②リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為を規制する（正当な表現行為に萎縮が生じることのないよう留意）。

1. リーチサイト・リーチアプリの定義

・公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・プログラム
【第113条第2項第1号イ、同項第2号イ】

・主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・プログラム
【第113条第2項第1号ロ、同項第2号ロ】

2. 規制対象行為及び規制内容

	規制対象行為	規制内容（措置）
サイト運営者・アプリ提供者	①リーチサイトを公衆に提示すること ②リーチアプリを公衆に提供・提示すること	刑事罰（5年以下の懲役・500万円以下の罰金（併科も可））（社会的法益の侵害）【非親告罪】【第119条第2項第4号・第5号】 （※）侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置する等の場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う（権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる。）【第113条第3項】
リンク提供者	リーチサイト・リーチアプリにおいて、リンク情報等の提供により、侵害コンテンツの公衆による利用を容易にすること	民事措置（著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする）【第113条第2項】 （※）リンク先が侵害コンテンツであることの故意・過失がある場合に限る 刑事罰（3年以下の懲役・300万円以下の罰金（併科も可））【親告罪】 （※）故意犯のみ処罰 【第120条の2第3号】

（参考）リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の典型例

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザーを当該著作物等へ誘導

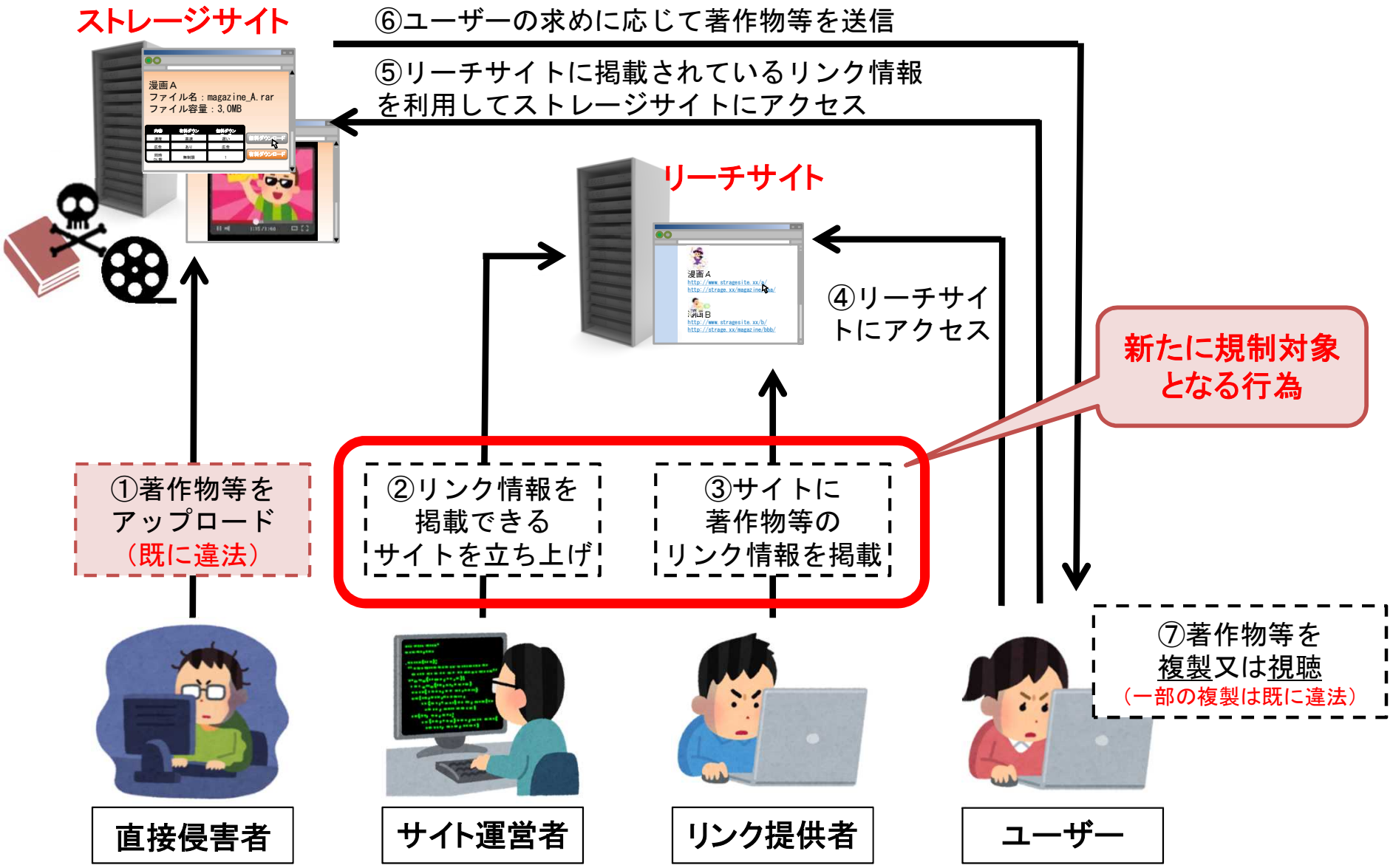

※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある
※ リーチアプリの場合には「アプリ提供者」が上記の「サイト運営者」と同等の立場にある

条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

第113条第2項：侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

※緑字部分：手段、赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（侵害とみなす行為）

第百十三条　（略）

いわゆるURL

「URLの一部を☆などの記号に置き換えたもの」や「コンテンツへの到達を容易にするボタン」など

2　送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行う行為は、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リーチサイト（1号）・リーチアプリ（2号）
（※）次ページ参照

リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

第113条第2項第1号

一　次に掲げるウェブサイト等

リーチサイト

イ　当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

ロ　イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

第113条第2項第2号

二　次に掲げるプログラム

リーチアプリ

イ・ロ　（略）　※リーチサイトと同様であるため、省略

条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

＜第113条第2項第1号イのイメージ＞

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

今なら無料で読み放題！！
ここをクリック↓↓↓↓

利用を促す文言の表示

侵害コンテンツAのURL

侵害コンテンツBのURL

侵害コンテンツCのURL

（あらすじ…〇〇は××で△△）

URLの強調

＜第113条第2項第1号ロのイメージ＞

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

無料海外動画ファイルのリンクを貼る掲示板

■ 1. 匿名X
[大人気海外ドラマAが無料で見放題①↓↓↓]
www.◆◆◆.◆◆◆.◆◆◆（侵害コンテンツのURL）
www.×××.×××.××× （正規コンテンツのURL）

■ 2. 匿名Y
[大人気海外ドラマBが無料で見放題②↓↓↓]
www.●●●.●●●.●●● （侵害コンテンツのURL）
www.▲▲▲ ▲▲▲.▲▲▲ （侵害コンテンツのURL）

■ 3. 匿名Z
＞1、2 本当に見られた！

条文解説（リーチサイト関係）【リンク提供を放置する行為のみなし侵害化】

第113条第3項：リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

※緑字部分：主体、青字部分：主観要件、赤字部分：規制対象行為

（侵害とみなす行為）

第百十三条　（略）

リーチサイト運営者　＋　リーチアプリ提供者

①リンク提供の事実を知っており、かつ、②リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

２　（略）

３　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等に該当するウェブサイト等の公衆への提示を行つている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムに該当するプログラムの公衆への提供又は提示を行つている者が、当該ウェブサイト等において又は当該プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われていることを知つている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リンクを削除することができるにも関わらず、削除せず放置する行為

条文解説（リーチサイト関係）【ウェブサイト等の一般的な定義】

第113条第4項：ウェブサイト等の一般的な定義

（侵害とみなす行為）

第百十三条　（略）

2・3　（略）

4　前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。）の集合物の全部又は一部であつて、同一の者が公衆への提示を行つているものとして政令で定めるものをいう。

ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページの全体　＝　ウェブサイト

ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページの一部

（※）「特定のTwitterアカウントに侵害コンテンツへのリンクばかりが掲載されている場合」や、「巨大なウェブサイトの一部の区分に侵害コンテンツへのリンクが集中的に掲載されている場合」などを捕捉することを想定。一定規模のまとまりを政令で規定する予定であり、1ページやごく少数のページは対象としない。

条文解説（リーチサイト関係）【刑事罰】

第119条第2項第4号：リーチサイト運営者に対する刑事罰（5年以下の懲役等）
第119条第2項第5号：リーチアプリ提供者に対する刑事罰（5年以下の懲役等）

第百十九条　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者

五　侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供又は提示を行つた者

六　（略）

リーチサイト運営者

リーチアプリ提供者

第120条の2第3号：侵害コンテンツへのリンク提供者に対する刑事罰（3年以下の懲役等）

第百二十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四～六　（略）

侵害コンテンツへの
リンク提供者

2. ダウンロード違法化の対象範囲の拡大

【第30条第1項第3号等関係】

違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。
（※）音楽や映像については、既に違法化（H21）及び刑事罰化（H24議員修正）がされている。

改正の趣旨

○ インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、既にダウンロードが違法化されている音楽・映像以外にも、漫画、雑誌、写真集、文芸書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文など、幅広い分野で被害が確認。

○ 違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はないことから、諸外国（ドイツ・フランス・カナダ等）の取扱いも踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大する。

○ ただし、音楽・映像以外の著作物（特に静止画・テキスト等）は、ブログやSNSを含め、様々な場所に違法ファイルが掲載されている可能性があり、ユーザーが何気なくダウンロードしやすい状況にある。このため、ユーザー保護の観点から、主観要件を厳格に設定し、違法にアップロードされたものだと知らずにダウンロードしてしまった場合には違法とならないことを確実に担保する。

○ 特に、刑事罰については、謙抑性の観点から、悪質性の高い行為に限定して適用する。

（※）なお、違法にアップロードされた著作物であっても、単に視聴・閲覧することや、それに伴いコンピュータに自動的に生じるキャッシュ等の蓄積（複製）は、適法。

※上記の「違法」は、全て著作権侵害のみを指し、肖像権等の侵害は含まない。

現時点で想定される法改正案のイメージ

※赤字は現行規定からの変更点

		現行	法改正案（イメージ）
民事措置【第30条第1項第3号等】	対象著作物（対象行為）	違法にアップロードされた音楽・映像（録音・録画）	違法にアップロードされた著作物全般（複製）
	主観要件	違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする場合が対象	同左
		―	重過失の場合でも違法だと知らなかった場合は、ダウンロードは違法とならない旨を明確化 （例えば、違法か適法か紛らわしくて判断がつかなかった場合や、有名な海賊版サイトからダウンロードをしたもののインターネットの知識がなく海賊版サイトだと気付かなかった場合は、適法となる）【第30条第2項】
		―	適法・違法の評価を誤った場合も、ダウンロードは違法とならない旨を明確化 （例えば、適法に引用されたものだと思ってダウンロードしたが、実際には違法な引用だった場合は、適法となる）【第30条第1項第3号】
刑事罰【第119条第3項等】	対象著作物（対象行為）	違法にアップロードされた音楽・映像で正規版が有償で提供されているもの（録音・録画）	違法にアップロードされた著作物全般で正規版が有償で提供されているもの（複製）
		―	「二次創作された著作物」は除外
	主観要件	民事措置と同様	民事措置と同様
	常習性	―	継続的に又は反復して行う場合
	法定刑の水準	2年以下の懲役・200万円以下の罰金	同左
	親告罪の扱い	親告罪	同左

※上記の「違法」は、全て著作権侵害のみを指し、肖像権等の侵害は含まない。

（参考）私的使用のための複製に係る権利制限について（著作権法第30条）

○　著作権法第30条第１項においては、閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する等の観点から、著作物を個人的又は家庭内等の限られた範囲内で使用することを目的とする場合にはその使用する者が複製することができることとしている。一方で、以下の場合には、権利者の経済的利益を不当に害することとなることから、権利制限規定の対象外としている（他の権利制限規定に該当する等の事情がない限り、その複製は違法となる）。

① 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（ダビング機等）を用いて複製する場合（同項第１号）【昭和59年に追加】

② 技術的保護手段（コピーガード）の回避により可能となった複製を、その事実を知りながら行う場合（同項第２号）【平成11年に追加】

③ 著作権を侵害する自動公衆送信（インターネット送信）を受信して行うデジタル方式の録音・録画を、その事実を知りながら行う場合（同項第３号）【平成21年に追加、平成24年に刑事罰化】

④ 映画の盗撮の場合（日本国内における有料上映後８月以内の場合に限る。）（映画の盗撮の防止に 関する法律第４条）【平成19年に追加】

○　上記①～④のうち、①②については刑事罰の対象から除外されているが、③については、正規版が有償で提供・提示されている著作物を録音・録画する場合には、２年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されることとなっており、④については、通常の著作権侵害の場合と同様、10年以下の懲役又は1，000万円以下の罰金が科されることとなっている（懲役と罰金の併科も可）。

（参考）ダウンロード違法化に関する諸外国の取扱い

1. 大陸法系のヨーロッパ諸国

- 日本と同様に、私的使用目的の複製に関する権利制限規定が設けられている。
- ドイツ、フランスをはじめ多くの国（スペイン、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ハンガリー等）において、違法にアップロードされた著作物（その種類は問わない。）を複製する行為を、権利制限規定の適用対象から除外している。【刑事罰あり（ドイツ、フランス等）】

2. 英米法系の諸国

〈カナダ〉

- 日本と同様に、私的使用目的の複製に関する権利制限規定が設けられている。
- 近年の法改正によって、違法にアップロードされた著作物（その種類は問わない。）を複製する行為を、権利制限規定の適用対象から除外している。【刑事罰なし】

〈アメリカ〉

- そもそも私的使用目的の複製一般を対象とした権利制限規定は設けられていない。
- 著作物の使用がフェアユースに該当する場合には著作権が制限されるが、違法にアップロードされた著作物を複製する行為がフェアユースに該当せず、権利侵害とされた判決がある。【刑事罰あり】

〈イギリス〉

- そもそも私的使用目的の複製一般を対象とした権利制限規定は設けられていない。【刑事罰なし】

条文解説（ダウンロード違法化関係）【民事措置】

第30条第1項第3号：（ア）ダウンロード違法化の対象範囲の拡大（「録音又は録画」⇒「複製」）
（イ）主観要件（事実の認識、適法・違法の評価を誤った場合の除外）
第30条第2項：主観要件（重過失により知らなかった場合の排除（解釈規定））

※赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（私的使用のための複製）

第三十条　著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二　（略）

三　著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

ダウンロード行為全般を対象
（「録音又は録画」⇒「複製」）

事実の認識だけでなく、「違法」だという認識まで必要

2　前項第三号の規定は、特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

著しい不注意により「違法」だと知らなかった場合も、ダウンロードは違法とならない。

条文解説（ダウンロード違法化関係）【刑事罰】

第119条第3項：（ア）ダウンロード刑事罰化の対象範囲の拡大（「録音又は録画」⇒「複製」）
（イ）主観要件（事実の認識、適法・違法の評価を誤った場合の排除）
（ウ）有償著作物等への限定、（エ）二次創作の除外、（オ）反復継続性
第119条第4項：主観要件（重過失により知らなかった場合の除外（解釈規定））

※緑字部分：対象著作物（有償）、赤字部分：規制対象者、青字部分：主観要件、橙字部分：罰則の水準

ダウンロード行為全般を対象
（「録音又は録画」⇒「複製」）

「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」（著作権法第28条）を侵害する場合を除外（二次創作物をアップロード・送信すると、原著作者の著作権を侵害することとなるが、その場合を除外することにより、二次創作物のダウンロードには、刑事罰が科されないように措置

第百十九条　（略）

２　（略）

３　第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。）を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

４　前項に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

（参考）二次創作物のダウンロードに関する取扱いのイメージ

○ 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物を、ダウンロードした者（下図A）については、違法となり得るが、刑事罰は科されない。

○ その二次創作物を、第三者が二次創作者の許諾なく更に転載（アップロード）している場合に、それをダウンロードした者（下図B）は、二次創作者の権利を害していることから、刑事罰も科され得る。

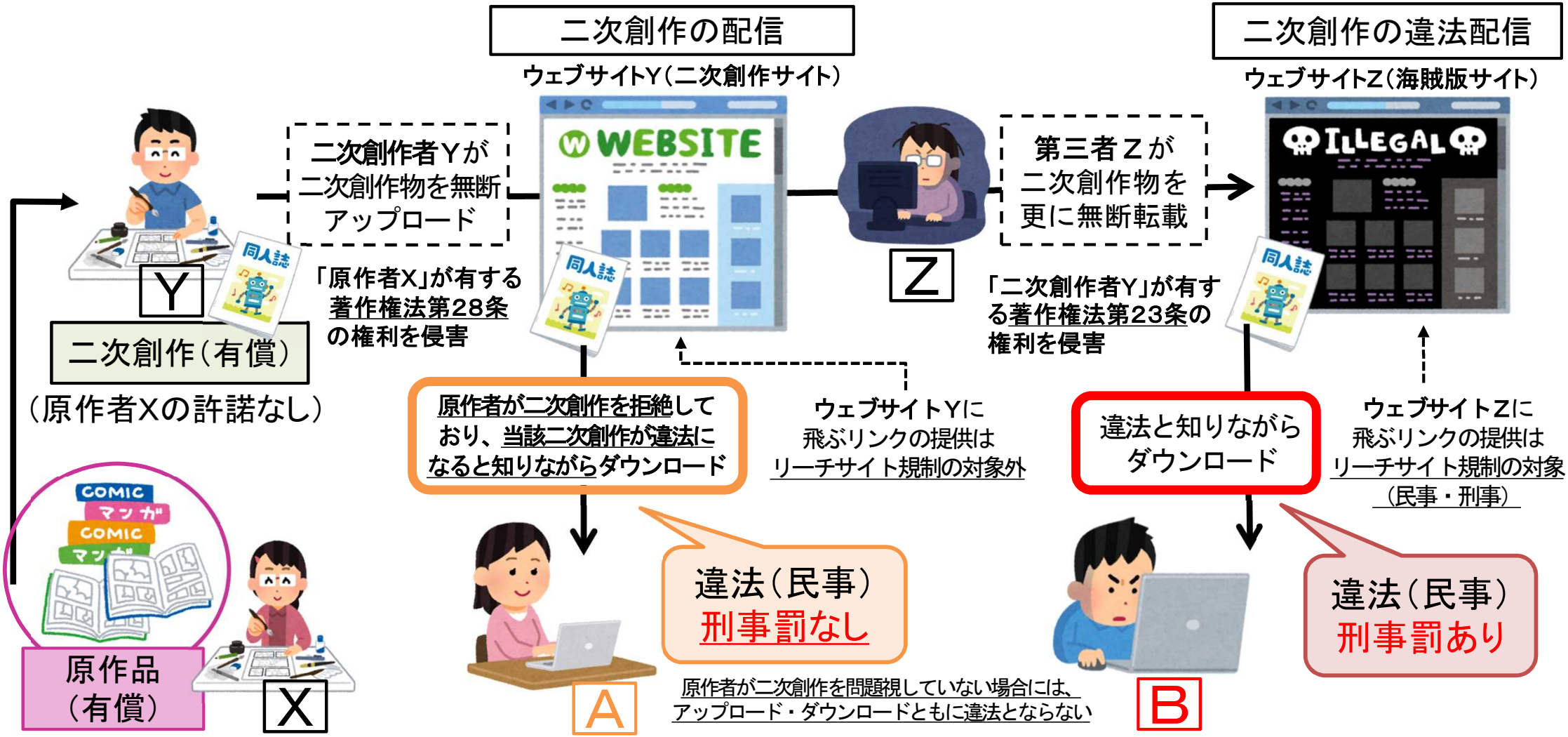

※ 原作者Xは、無断でアップロードしている二次創作者Y及び第三者Zに対して、原作品に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。
※ 二次創作者Yは、無断で転載（アップロード）している第三者Zに対して、二次創作物に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。

3. アクセスコントロール等に関する保護の強化 【第2条第1項、第113条第7項等関係】

○　近年、コンテンツ提供方法がパッケージ販売からインターネット配信に移行しており、それに伴い、不正使用を防止するための保護技術（アクセスコントロール）等として、シリアルコードを活用したライセンス認証（いわゆる「アクティベーション方式」）が広く普及。一方、ライセンス認証技術の回避によるコンテンツの不正使用も発生。

○　このような状況に現行著作権法では十分な対応ができないことから、平成30年の不正競争防止法の改正と同様、コンテンツの不正使用を防止するアクセスコントロール等に関し、①定義規定の改正（ライセンス認証が含まれることを明確化※1）、②これを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を行う。

○　②については、民事措置（著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする）とともに、刑事罰（3年以下の懲役・300万円以下の罰金（併科も可））の対象とする。

〈①定義規定の改正〉【第2条第1項第20号・第21号】

	著作権法	不正競争防止法
CD・DVD等に関する保護技術	○	○
コンテンツに関するライセンス認証	△ ⇒ ○	○（平成30年改正）

（※1）CD・DVD等に関する保護技術では、不正使用防止のための信号がコンテンツとともに（同時・同一場所に）記録されており、法律上の定義もこれを念頭に規定。コンテンツに関するライセンス認証では、不正使用防止のための信号は、コンテンツと別途（後から）、送信・記録されるため、従来の定義規定では対象に含まれるかが不明確だった。

〈②規制対象行為の追加〉【第113条第7項、第120条の2第4号等】

	著作権法	不正競争防止法
回避行為	○※2	×
回避装置・プログラムの提供	○	○
回避サービスの提供	○	○（平成30年改正）
不正なシリアルコードの提供等	× ⇒ ○	○（平成30年改正）

（※2）不正なシリアルコードの入力による回避行為を含む。

4. 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化 【第114条の3関係】

○ 著作権等の侵害訴訟においては、裁判所は、原告からの申立てに基づき、侵害立証や損害額計算のために必要な書類の所持者に対して、書類の提出命令を発することができることとされている。

○ 一方、当該書類の所持者は正当な理由がある場合には、その書類の提出を拒否できることから、その正当な理由の有無を適切に判断するため、裁判官等が書類を見ることができる手続（インカメラ手続）がある。

○ しかし、現行著作権法では、①その書類が侵害立証等に必要か否か判断をするために、書類を見ることはできないこと、②専門性の高い書類の内容を理解するために裁判官が専門家からのサポートを受ける仕組みがないことから、裁判所が書類の提出命令の要否の判断を適切に行うことが難しい場面が存在する。

○ このため、平成30年に特許法等において、①インカメラ手続を侵害立証等に必要か否かの判断にも用いることを可能とし、②専門委員の関与を可能とする規定の見直しがなされたことを踏まえ、著作権法においても、侵害を受けた著作権者の権利の適切な保全の観点から、上記①及び②の措置を講ずる。

インカメラ手続のイメージ

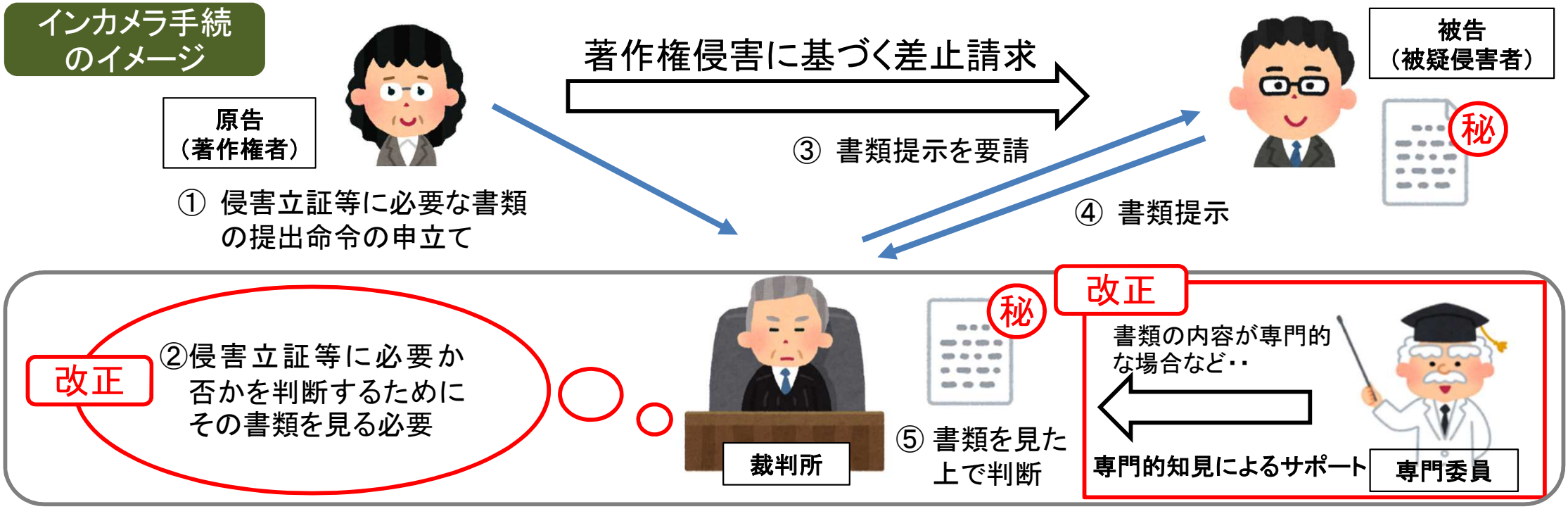

5. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入 【第63条の2等関係】

○ 著作物の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人（第三者）に対し、当該利用許諾（ライセンス）に係る著作物を利用する権利（利用権）を対抗する手段がなく、ライセンシーの法的地位が不安定な状況。

○ 特許法等において特許発明の利用を行うことができる権利（通常実施権）については登録等を要さず対抗できることとされていること、利用権の対抗を認めても譲受人に与える不利益は小さいこと等を踏まえ、著作権法においても登録等の対抗要件を要さず当然に利用権を対抗できる制度（当然対抗制度）を導入する。

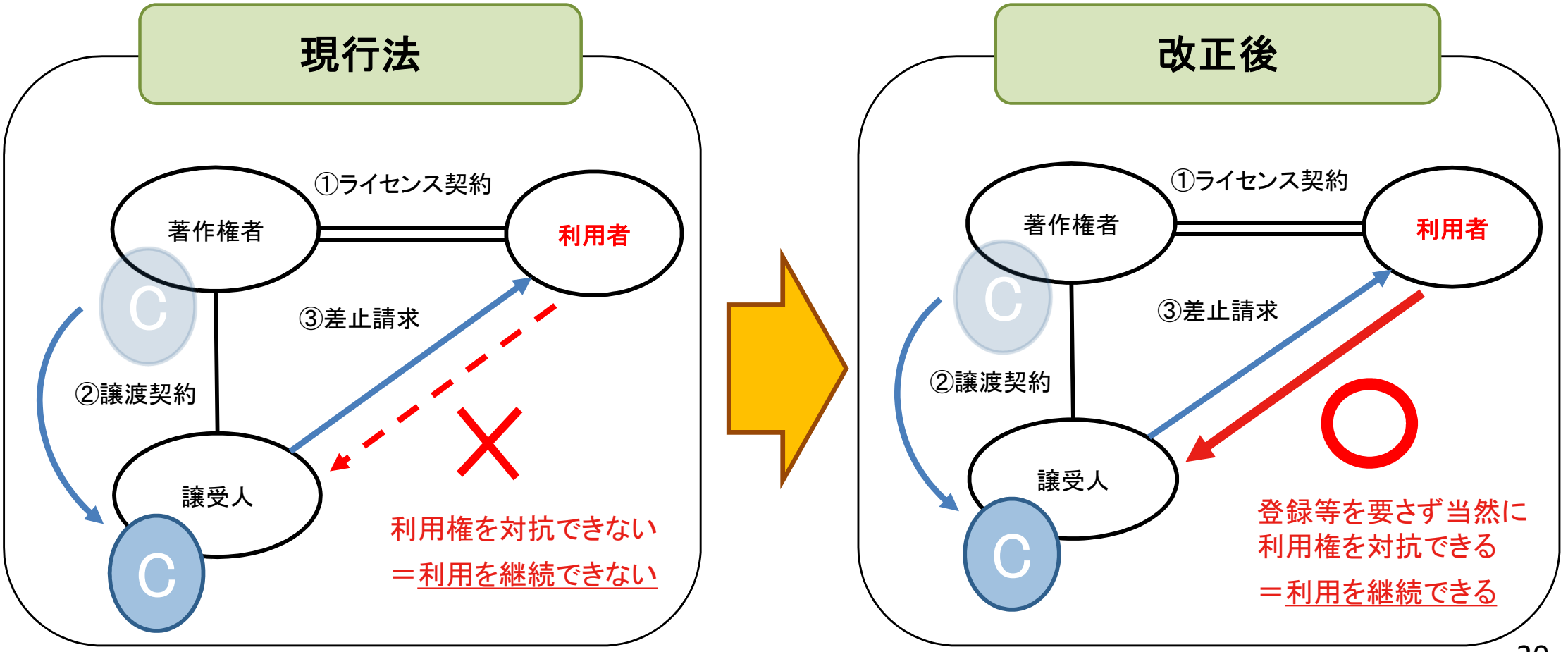

6. 行政手続に係る権利制限規定の見直し（地理的表示法・種苗法関係）

【第42条第2項関係】

○ 著作権法第42条第2項においては、特許等に関する審査が迅速・的確に行われるよう、特許審査手続等において、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとしている。

○ 今般、①地理的表示法に基づく地理的表示※の登録、②種苗法に基づく植物の品種登録についても、審査等が迅速・的確に行われるよう、同様の措置を行う。

※夕張メロン、神戸ビーフなど、地名と食品等が結びついた名称

○ また、今後、同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に柔軟に対応できるよう、政令により随時追加することを可能とする。

（参考）地理的表示の登録に関する手続と著作物の主な利用場面

地理的表示の登録に関する手続においては、要件の充足性を判断するために文献や新聞記事等の著作物が利用されている。
（例1）産品の品質に関し、他には流通していない独自品種の科学的な特性を示すために学術論文等を利用
（例2）全国規模の品評会で評価されているなどの社会的評価を示すために新聞記事等を利用

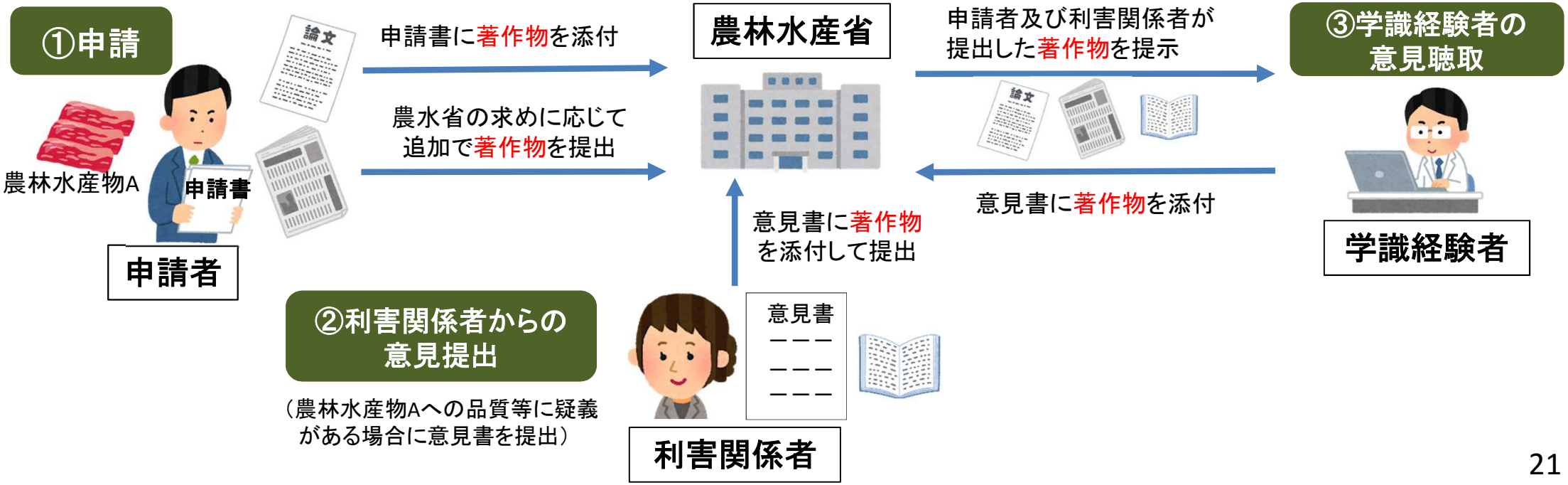

7. プログラムの著作物に係る登録制度の整備 【プログラム特例法第4条、第26条等関係】

○ プログラムの著作物については、特殊性が高いことから、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」において著作権法の特例を規定しており、プログラムの登録は、文化庁長官が指定する「指定登録機関」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）が行うこととなっている。

○ 昨今のプログラム登録を巡る関係者のニーズや、指定登録機関から要請を踏まえ、以下の見直しを行う。

① 訴訟等で活用できるようにするため、著作権者等の利害関係者が自ら保有する著作物とプログラム登録がされている著作物が同一であることの証明を請求できることとする。

② 国及び独立行政法人が登録を行う場合の手数料免除規定を廃止する。

〈①同一性証明書の請求の制度化〉【第4条】

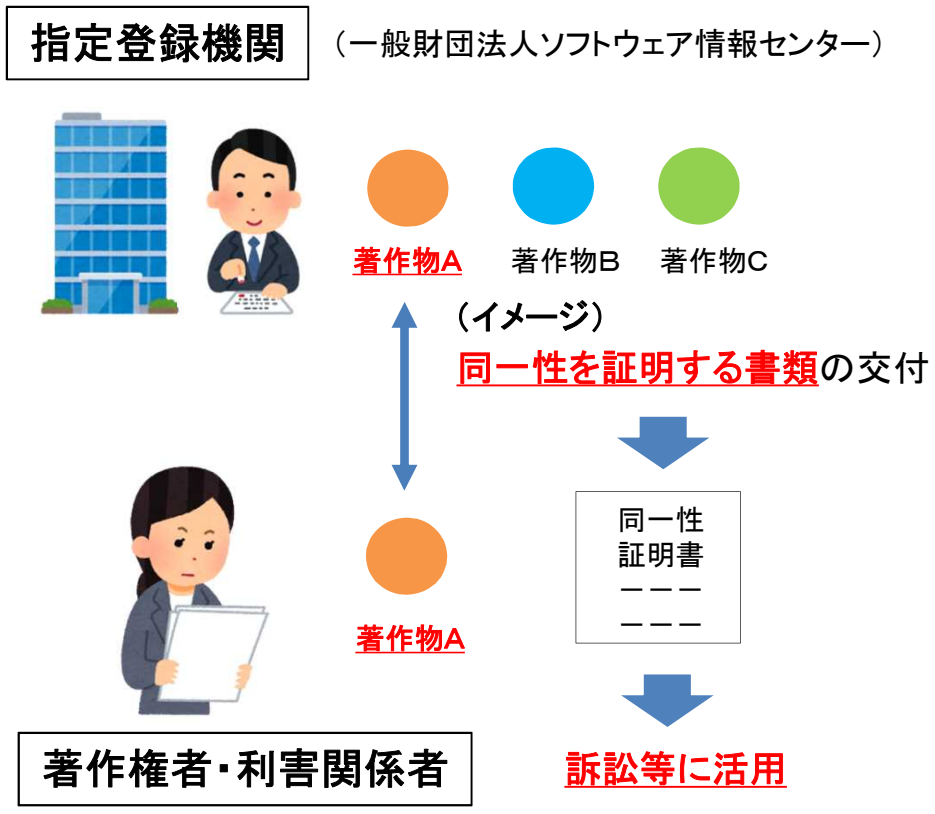

〈②手数料免除規定の廃止〉【第26条】

	現行 → 改正後	
国及び独立行政法人	免除	支払い義務あり
その他の者（民間企業等）	支払い義務あり	支払い義務あり

（※）登録手数料は、1件につき、47，000円。国及び独立行政法人が登録する場合には手数料が免除され、その分の費用は、指定登録機関の持ち出しとなる。近年、独立行政法人による登録が増加し、全体の1／3を超える規模となっており、指定登録機関の財政の負担が著しく増加している。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照表　目次

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）　……　1
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）　……　19
○映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）　……　21

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十九　（略） 二十　技術的保護手段　電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号、第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第四号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。 二十一　技術的利用制限手段　電磁的方法により、著作物等の視聴（プ	（定義） 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十九　（略） 二十　技術的保護手段　電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第百二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。 二十一　技術的利用制限手段　電磁的方法により、著作物等の視聴（プ

ログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二　権利管理情報　第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ～ハ　（略）

二十三・二十四　（略）

2～9　（略）

（私的使用のための複製）

第三十条　著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

ログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第三項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二　権利管理情報　第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ～ハ　（略）

二十三・二十四　（略）

2～9　（略）

（私的使用のための複製）

第三十条　著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一　（略）	一　（略）
二　技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為を行うこと（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合	二　技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
三　著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合	三　著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合
2　前項第三号の規定は、特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。	2　（略）
3　（略）	（新設）
（教科用図書等への掲載）	（教科用図書等への掲載）
第三十三条　（略）	第三十三条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。	3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。
4　（略）	4　（略）
（教科用図書代替教材への掲載等）	（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二　（略）

２　（略）

３　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三　（略）

２　（略）

３　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

４　（略）

（裁判手続等における複製）

第四十二条　（略）

２　次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一　（略）

二　行政庁の行う品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に関する手続

三　行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四　（略）

五　前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第三十三条の二　（略）

２　（略）

３　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三　（略）

２　（略）

３　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

４　（略）

（裁判手続等における複製）

第四十二条　（略）

２　次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一　（略）

（新設）

（新設）

二　（略）

（新設）

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の三　プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2　（略）

（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

第四十七条の五　電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条、第百十三条第三項及び第百十九条第二項第五号において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一　電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送

第四十七条の三　プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2　（略）

（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

第四十七条の五　電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一　電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送

信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第二項及び第四項において同じ。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。	信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。
二・三　（略）	二・三　（略）
2　（略）	2　（略）
（著作物の利用の許諾）	（著作物の利用の許諾）
第六十三条　（略）	第六十三条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。	3　第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
4・5　（略）	4・5　（略）
（利用権の対抗力）	（新設）
第六十三条の二　利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。	
（裁定に関する手続及び基準）	（裁定に関する手続及び基準）
第七十条　（略）	第七十条　（略）
2　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。	2　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第百七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。
3～8　（略）	3～8　（略）
（登録手続等）	（登録手続等）
第七十八条　（略）	第七十八条　（略）
2　（略）	2　（略）

3　文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行つたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4・5　（略）

6　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

7～10　（略）

（出版権の内容）

第八十条　（略）

2・3　（略）

4　第六十三条第二項、第三項及び第五項並びに第六十三条の二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六十三条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（出版権の制限）

第八十六条　第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第四十七条の五第一項ただし書及び第

3　文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行つたときは、その旨を官報で告示する。

4・5　（略）

6　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

7～10　（略）

（出版権の内容）

第八十条　（略）

2・3　（略）

4　第六十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（出版権の制限）

第八十六条　第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第

二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2　次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一　第三十条第一項に定める目的以外の目的のために、同項の規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。以下この号において同じ。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二　前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三　（略）

四　（略）

3　（略）

（著作隣接権の制限）

第百二条　第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から

二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2　次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

（新設）

一　前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二　（略）

三　（略）

3　（略）

（著作隣接権の制限）

第百二条　第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から

第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（」とあるのは「送信可能化に係る自動公衆送信（」と、「もの」とあるのは「送信可能化に係るもの」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2～9　（略）

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条　第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五

第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2～9　（略）

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条　第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第

項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

（私的録音録画補償金を受ける権利の行使）

第百四条の二　第三十条第三項（第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の補償金（以下この章において「私的録音録画補償金」という。）を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者（以下この章において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この章において「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一・二　（略）

２　（略）

（私的録音録画補償金の支払の特例）

第百四条の四　第三十条第三項の政令で定める機器（以下この章において「特定機器」という。）又は記録媒体（以下この章において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

２　（略）

３　第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払わ

一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

（私的録音録画補償金を受ける権利の行使）

第百四条の二　第三十条第二項（第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の補償金（以下この章において「私的録音録画補償金」という。）を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者（以下この章において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この章において「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一・二　（略）

２　（略）

（私的録音録画補償金の支払の特例）

第百四条の四　第三十条第二項の政令で定める機器（以下この章において「特定機器」という。）又は記録媒体（以下この章において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

２　（略）

３　第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払わ

れた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第三項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

（私的録音録画補償金の額）

第百四条の六　（略）

2　前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第三項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3～5　（略）

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第百四条の七　（略）

2　前項の規程には、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第三項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（手数料）

第百七条　（略）

2　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

（侵害とみなす行為）

第百十三条　（略）

2　送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提

れた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

（私的録音録画補償金の額）

第百四条の六　（略）

2　前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3～5　（略）

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第百四条の七　（略）

2　前項の規程には、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（手数料）

第百七条　（略）

2　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

（侵害とみなす行為）

第百十三条　（略）

（新設）

供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行う行為は、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一　次に掲げるウェブサイト等

イ　当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ　イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

二　次に掲げるプログラム

イ　当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信

元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム

ロ　イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

3　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等に該当するウェブサイト等の公衆への提示を行っている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムに該当するプログラムの公衆への提供又は提示を行っている者が、当該ウェブサイト等において又は当該プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われていることを知っている場合であって、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4　前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。）の集合物の全部又は一部であつて、同一の者が公衆への提示を行っているものとして政令で定めるものをいう。

5　プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作

（新設）

（新設）

2　プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作

成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

6　技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。次項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

7　技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

8　次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一～三　（略）

9～11　（略）

（書類の提出等）

第百十四条の三　（略）

2　裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断

成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3　技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

（新設）

4　次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一～三　（略）

5～7　（略）

（書類の提出等）

第百十四条の三　（略）

2　裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせ

をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3　裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4　裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5　前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第百十四条の八　秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2・3　（略）

ることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3　裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

（新設）

4　前三項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第百十四条の八　秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2・3　（略）

第百十九条　著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権（同条第二項又は第三項の規定による場合にあつては、第二十八条に規定する権利を除く。）、出版権若しくは著作隣接権（第百十三条第八項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第八項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

二・三　（略）

四　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者

五　侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供又は提示を行つた者

六　第百十三条第五項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

3　第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。）を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外

第百十九条　著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第四項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

二・三　（略）

（新設）

（新設）

四　第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

3　第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行

で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

第百二十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第六項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二　（略）

三　第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（新設）

第百二十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二　（略）

（新設）

四　第百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者	
五　営利を目的として、第百十三条第八項の規定により著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者	
六　営利を目的として、第百十三条第十項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者	
第百二十三条　第百十九条第一項、第二項（第四号及び第五号に係る部分を除く。）及び第三項、第百二十条の二第三号から第六号まで、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。	（新設）
2～4　（略）	
第百二十四条　法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。	
一　第百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第百二十二条の二第一項　三億円以下の罰金刑	三　営利を目的として、第百十三条第四項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
二　（略）	四　営利を目的として、第百十三条第六項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
2～4　（略）	第百二十三条　第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
	2～4　（略）
	第百二十四条　法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
	一　第百十九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第百二十二条の二第一項　三億円以下の罰金刑
	二　（略）
	2～4　（略）

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（削除）	第二条　削除
（プログラム登録の申請） 第二条　（略）	（プログラム登録の申請） 第三条　（略）
（プログラム登録の公示） 第三条　（略）	（プログラム登録の公示） 第四条　（略）
（プログラム登録に関する証明の請求） 第四条　プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。 2　前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 3　前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。	（新設）
（指定登録機関の指定等） 第五条　文化庁長官は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、プログラム登録並びにプログラム登録につき前条第一項及び著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務並びに第三条の規定による公示（以下「登録事務」と総称する。）の全部又は一	（指定登録機関の指定等） 第五条　文化庁長官は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、プログラム登録並びにプログラム登録につき著作権法第七十八条第四項に規定する請求に基づき行われる事務及び前条に規定する公示（以下「登録事務」と総称する。）の全部又は一部を行わせることができ

部を行わせることができる。

2・3　（略）

4　指定登録機関が登録事務を行う場合においては、第二条中「文化庁長官」とあるのは「第五条第一項に規定する指定登録機関（次条及び第四条第一項において単に「指定登録機関」という。）」と、第三条及び前条第一項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、著作権法第七十八条第一項中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（第三項及び第四項において単に「指定登録機関」という。）」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行つたときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行つたときは」と、同条第四項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」とする。

（実名の登録の報告義務）

第九条　指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行つた場合には、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第三項の規定による公表のために必要な事項を報告しなければならない。

第二十六条　指定登録機関がプログラム登録につき第四条第一項及び著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務を行う場合には、第四条第三項及び同法第七十八条第六項の規定は、適用しない。

第二十七条　第四条第二項若しくは第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

る。

2・3　（略）

4　指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条及び前条並びに著作権法第七十八条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定（同条第三項を除く。）中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行つたときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行つたときは」とする。

（実名の登録の報告義務）

第九条　指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行つた場合には、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第三項に規定する告示のために必要な事項を報告しなければならない。

第二十六条　指定登録機関が登録事務（第四条に規定する公示を除く。）を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しない。

第二十七条　第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（映画の盗撮に関する著作権法の特例） 第四条　映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行った者に対する同法第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第二項」とあるのは、「第百十三条第二項」とする。 ２　（略）	（映画の盗撮に関する著作権法の特例） 第四条　映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行った者に対する同法第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項」とあるのは、「第百十三条第三項」とする。 ２　（略）

添付３

文化庁当初案の考え方に関する資料（侵害コンテンツのダウンロード違法化）

１．侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する概念図・・・・・・・・・１

２．侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲・・・・・・・・・・・・２

３．要件の追加提案に関する考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

４．侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するＱ＆Ａ ・・・・・・・・１０

５．補足資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

（※）この資料は、あくまで、文化庁当初案の考え方を説明した資料です。今後は、パブリックコメントの結果を十分に踏まえつつ、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立した案を作成すべく、丁寧に検討を進めていく予定です。

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する概念図

実質的に影響があるのは、この部分のみ

ダウンロード全般

私的使用目的の複製（著作権法第30条）

違法にアップロードされた著作物

違法だと知りながら行う場合
⇒違法

刑事罰

⑤ 権利者が黙認

④ 違法だと知らない場合

(1) 重過失で違法だと知らない場合

(2) 適法・違法の評価を誤った場合

③ 適法にアップロードされた著作物

（例）
- 権利者自らがアップロードした公式サイト等からのダウンロード
- 適法に引用されてアップロードされたもののダウンロード
- 権利者からの明示又は黙示の許諾を受けてアップロードされたもののダウンロード

⑧【刑事罰の追加的要件】
（ⅰ）有償著作物であること
（ⅱ）二次的著作物でないこと
（ⅲ）継続・反復して行うこと
（※）全て親告罪のまま

⑦ 私的使用目的以外の複製

（例）
- 企業においてビジネスの一環として行われるダウンロード
- 漫画家・研究者等が業務として行うダウンロード

⑥ 適法領域（自由利用可）

○引用（第32条）
○裁判手続に係る利用（第42条） 等

（例）
- 報道、批評、研究その他の引用の目的で行われるダウンロード
- 裁判手続のための証拠収集等として行われるダウンロード
- 視聴・閲覧に伴うキャッシュの蓄積等

（※）直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての利用についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば可能

① 視聴・閲覧するだけの行為
（キャッシュの蓄積等も適法）

② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷 など

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲（1）

基本的な考え方

○　文化庁当初案では、「違法にアップロードされた著作物を、それが違法にアップロードされたことが確実だと知りながら、ダウンロードする行為」について、私的使用のために自由利用を認める規定の対象から除外することで、違法なものとして位置付けることとしていました。

○　一方で、以下の行為については、違法化の対象とはなっていませんでした（もちろん、文化庁として、このような行為を推奨するものではありません）。

① 視聴・閲覧するだけの行為（キャッシュの蓄積等も適法）
② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷など
③ 適法にアップロードされた著作物のダウンロード
④ 違法にアップロードされた著作物だと知らずに行うダウンロード

○　また、違法化の対象となる行為を行った場合でも、⑤権利者が問題ないものとして黙認している場合には、法的な責任を問われることはありません（いわゆる「寛容的な利用」）。

○　さらに、文化庁当初案は、⑥私的使用以外の他の目的のために自由利用を認める規定（引用・裁判手続等）に影響を与えるものではありませんので、これらの規定に該当する場合には、引き続き、適法な利用が可能です（直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての利用についても必要かつ合理的と認められる限度であれば可能です）。

○　なお、⑦企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードや、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードについては、現行法上も、自由利用を認める規定はありません（これらは、いわゆる「寛容的な利用」として行われていたり、権利者の許諾を得て行われている場合が多いものと考えられますが、いずれにせよ、文化庁当初案により直接の影響は受けません）。

○　⑧刑事罰については、更に追加的要件を複数設定することで、悪質性の高い行為のみが対象となるよう、厳格な絞り込みを行うとともに、全て親告罪のまま維持することとなっていました。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲（2）

① 視聴・閲覧するだけの行為

- 違法化の対象となる行為は、あくまで、**意図的・積極的なダウンロード（複製）**であり、違法にアップロードされた著作物であっても、**単に視聴・閲覧するだけ**であれば、違法とはなりません（もちろん、文化庁として、そのような行為を推奨するものではありません）。
- また、視聴・閲覧に伴う**キャッシュの蓄積やプログレッシブ・ダウンロード等**についても適法となります（別途、著作権法第47条の4第1項により自由利用が認められています）。

② メール送信された添付ファイルの保存、ウェブ上の画像やテキストの印刷など

- 違法化の対象となる行為は、違法に**アップロード**された著作物の**ダウンロード**（著作権を侵害する**自動公衆送信**を受信して行う**デジタル方式の複製**）であり、**メール送信（⇒自動公衆送信ではない）**された添付ファイルの保存や、**ウェブ上の画像やテキストの印刷（⇒デジタル方式の複製ではない）**などは、違法とはなりません（もちろん、文化庁として、そのような行為を推奨するものではありません）。

③ 適法にアップロードされた著作物のダウンロード

- 違法化の対象となる行為は、**違法に**アップロードされた著作物のダウンロード（**著作権を侵害する**自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製）であり、**適法に**アップロードされた著作物（権利者自らが公式サイト等にアップロードしたもの、適法に引用されてアップロードされたもの、権利者から明示又は黙示の許諾を得てアップロードされたものなど）のダウンロードは、違法とはなりません。
- このため、例えば、公式サイトや公式アプリ（ゲームなど）の画面についてスクリーンショットをとる行為をはじめ、広く一般的に行われているスクリーンショットなどの多くは違法とはならないものと考えられます。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲（3）

④ 違法にアップロードされた著作物だと知らずに行うダウンロード

- 何気なくダウンロードしてしまったユーザーを保護するため、**違法にアップロードされたことが確実だと知りながらダウンロードを行う場合**だけを、違法化の対象としていますので、**違法にアップロードされたものだと知らなかった場合**（違法か適法か判然としなかった場合、違法かも知れないと疑っていた場合も含む）に、ダウンロード行為が違法となることはありません。
- この趣旨をより確実にする観点から、**重過失があった場合**（ものすごくうっかりとしていた場合）や、**適法・違法の評価を誤った場合**（例えば、適法に引用されてアップロードされたものだと勘違いした場合）にも、ダウンロード行為が違法とならないことを、条文上、明記することとしていました。
- また、この要件については、**権利者側**が「ユーザーが違法だと確実に知りながらダウンロードしたこと」を立証する必要があるものであり、ユーザー側が「違法だと知らなかったこと」を積極的に立証する必要はありません（権利者が警告を発した後も、ユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証が容易になるものと考えられます）。

⑤ 権利者が問題ないものとして黙認している場合

- 著作権はあくまで**私人の権利**であるため、仮に、違法化の対象となるダウンロード行為を行った場合でも、**権利者がそれを認知・問題視して、権利行使・告訴**を行わなければ、ユーザー側が法的責任を問われることはありません。
- 例えば、SNSのアイコンにアニメキャラクターの画像を用いる行為や、自身のインタビューが掲載された新聞記事をSNSにアップロードする行為、二次創作物を二次創作者自身が投稿サイトにアップロードする行為については、公衆送信権侵害となり得るものですが、現状では問題視されていない場合が多いところ、その場合に、ダウンロード行為が問題視されることは想定しがたいところです（通常、権利者は、まず、アップロード側への権利行使等を行うものであり、いきなり、ダウンロード側への対応を行うことは想定しがたいと考えられます）。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲（4）

⑥ 私的使用以外の他の目的のために自由利用を認める規定が適用される場合

- 侵害コンテンツのダウンロード違法化は、あくまで、著作権法第30条及び第119条を改正するものであり、**私的使用以外の他の目的のために自由利用を認める権利制限規定**の射程・解釈に影響を与えるものではありません。
- このため、例えば著作権法第32条に規定する引用や、同法第42条に規定する裁判手続等のための利用等は、それぞれの要件を満たせば、従来通り、権利者の許諾なく、適法な利用が可能です。
- また、権利制限規定については、一般的に、直接の利用場面のみならず、その**前段階における準備行為としての利用**（引用であれば、引用が想定される資料の収集）についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば、許容されるものと考えられます。
- なお、文化庁においては、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです。

⑦ ビジネス・業務として行うダウンロード

- 企業において**ビジネスの一環として行われるダウンロード**や、**漫画家・研究者等が業務として行うダウンロード**については、現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではありません。
- これらの行為は、いわゆる「寛容的な利用」として問題なく行われていたり、権利者の許諾を得て行われている場合が多いものと考えられます。
- なお、上記のとおり、文化庁においては、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲（5）

⑧ 刑事罰の対象（悪質性の高い行為への絞り込み）

- 刑事罰の対象となるのは、（ア）正規版が**有償**で提供されている著作物が、（イ）違法にアップロードされており、かつ、それが**二次的著作物でない**場合に、（ウ）（ア）及び（イ）の要件に該当することが確実であると知りながら、（エ）**継続的に又は反復して**ダウンロードを行う、という要件を満たす場合に限定されていました。
- このため、例えば、（ア）との関係では、**無償**でインターネット上に掲載されている個人が撮影した写真などが第三者により無断転載されている場合に、それをダウンロードする行為は、刑事罰の対象となりませんし、（イ）との関係では、**二次創作者自身が原作者の許諾なくアップロードした二次創作（二次的著作物）**をダウンロードする行為は、刑事罰の対象となりません。
- また、（ウ）との関係では、ダウンロードする側が、その著作物が「違法にアップロードされているもので、かつ、正規版が有償で提供されているものであること、二次的著作物でないこと」が確実であると知っている場合のみが刑事罰の対象となるところ、SNSなどにアップロードされている画像やテキスト等について、そのような要件を満たすケースは多くないと考えられます。
- さらに、それらの要件を満たすケースであっても、（エ）との関係では、**単発的**なダウンロードは対象から除外されます。
- このため、海賊版サイト等から積極的かつ日常的に侵害コンテンツのダウンロードを行っているような場合はともかく、一般国民が通常行っている行為が、刑事罰の対象となることは想定されづらいものと考えています。
- なお、侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る刑事罰は、全て**親告罪**となっていますので、権利者による告訴がなければ、刑事罰が科されることはありません。

3. 要件の追加提案に関する考え方（1）

① 基本的な考え方

- 文化庁当初案では、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、過剰規制による国民の委縮を招かないようにすることが重要であるとの考え方の下、民事責任を含めて主観要件を極めて厳格に設定するとともに、刑事罰の対象範囲は、現行の音楽・映像に関する規定と比較しても、より悪質性の高い行為類型への絞り込みを行っていました。
- 一方で、違法化の対象を、「海賊版・デッドコピー」や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」等に限定するという御提案については、海賊版対策としての効果が大きく低下することが懸念されるため、採用しないこととしていました。

②「海賊版・デッドコピー」への限定について

- 「海賊版・デッドコピー」に限定する、すなわち作品全体をそのままダウンロードする場合のみ違法化すべき（作品の一部分のダウンロードは適法とすべき）という御意見については、作品の一部分でも相応の経済的価値を有するものもあり、保護が不十分となることに加え、表紙や重要でないごく一部分のみを外したり、ファイルを分割してダウンロードさせるなどの脱法行為を招きかねないことを懸念していました。

（※）なお、写真については画像1枚が1作品ですが、漫画・小説等については数十・数百ページで1作品となる場合もあるところ、違法化の対象を作品全体のダウンロードに限定した場合、著作物の種類や分量によって保護範囲に差異が生じることとなります（著作物の分量が多くなるほど、保護範囲が狭くなるおそれがあります）。

- また、国民へのメッセージとしても「明らかに違法にアップロードされた著作物でも、作品全体でさえなければ、ダウンロードしても良い」といった規範を作ることは、適切とは言いがたいものと考えていました。

3. 要件の追加提案に関する考え方（2）

③「原作のまま」という要件について

- 「原作のまま」については、文化庁としては、「二次創作(二次的著作物)を含まない」という意味であると解しています。この点、二次創作については、原作者が問題視しておらず、アップロード・ダウンロードともに問題とならない場合が多いものと思われますが、例えば、過激な性的描写を伴うものや、原作の作品イメージを大きく毀損するものなど、原作者が看過できない形で二次創作が行われ、かつ、二次創作者がそれにより大きな利益を得ているような悪質な事例についてまで、ダウンロードした者に対する権利行使の機会が奪われることは適切ではないと考えていました（また、「原作のまま」という要件を、「デッドコピーに限る」、「二次創作に至らない程度の改変・変更を加えたものも含まない」ものだと捉える見解もあり得るものと考えていました）。

④「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」への限定について

- 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定することについては、ユーザーが「この程度では著作権者の利益を不当に害しないから、ダウンロードしても問題ない」と判断して、居直り的にダウンロードを行うことが可能となり、抑止効果が限定的となるおそれがあるとともに、海賊版サイト側に、ユーザーを安心させて利用を継続させる（安定した広告収入を獲得させる）口実を与えることにもなりかねないため、海賊版対策として行う法整備の要件とすることは適切ではないものと考えていました。
- また、私的使用目的のダウンロードは外部からの探知が困難な場合が多く、逐一、権利行使（訴訟）を行うことは困難であるため、明確な規範を設定し、国民の自主的な遵守を促すことが重要であるところ、このような解釈に幅のある要件を設定した場合、訴訟によらないと判断が確定せず、実質的に、違法な利用が野放しになり、権利者が泣き寝入りすることになるおそれもあると考えていました。

3. 要件の追加提案に関する考え方（3）

⑤「海賊版サイトやP2Pからのダウンロード」への限定について

- 「海賊版サイトやP2Pからのダウンロード」に限定することについては、そのような場以外（例えば、SNSや投稿型サイト）でも、侵害コンテンツは流通していることや、どこからダウンロードするかによって権利者に与える不利益の程度や行為の悪質性が変わるものではないことから、情報の入手元によって違法化の要否を判断するのは適切ではないと考えていました。
- また、国民へのメッセージとしても「海賊版サイトやP2P以外からであれば、明らかに違法にアップロードされた著作物でもダウンロードして良い」といった規範を作ることは、適切とは言いがたいものと考えていました。

⑥「有償著作物のダウンロード」への限定について（民事）

- 民事措置について、刑事罰と同様に「有償で提供・提示される著作物のダウンロード」に限定することについては、提供・提示自体が無償で行われていても、創作に多大な労力が費やされているものはあり、また、広告モデル等によりビジネスとして成り立っているものも存在するなかで、そういった著作物が保護対象から除外されるのは不合理であると考えていました（録画に関しては、テレビドラマのように無償で提供・提示される著作物が違法にアップロードされている場合における当該著作物のダウンロードも違法とされています）。
- また、国民へのメッセージとしても「もともとが無償で提供・提示されている著作物であれば、明らかに違法にアップロードされたものでもダウンロードして良い」といった規範を作ることは、適切とは言いがたいものと考えていました。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（1）

【対象範囲拡大の必要性・効果】

（問1）アップロードを取り締まれば良く、ダウンロードまで違法化する必要はあるのか。

（答） 無断アップロードは既に規制対象となっており、権利者はアップロード者に対する権利行使等の努力を行っていますが、アップロード者が特定できなかったり海外にいたりすることなどにより、権利行使や摘発が困難な場合もあります。また、ダウンロードする者が多数いることが、アップロードを助長している面もあります。

このため、ユーザーに与える影響等の観点には十分に注意しつつも、ダウンロードに対する規律を一定程度強化していく必要があると考えています。

（問2）漫画村のようなストリーミング型の海賊版サイトには効果がないのでは、意味がないのではないか。

（答）ダウンロード型の海賊版サイトも多数存在しており、そのような海賊版サイトへの効果はあると考えています。

ストリーミング型の海賊版サイトへの対応については、別途、広告出稿抑制のための民間での取組の推進や、海賊版サイトにアクセスした際に警告表示を行う仕組みの導入など、著作権法以外の手法も含め、政府全体で実効性のある対策を総合的に講じていくこととしています。

（問3）ダウンロードが違法になると、どうなるのか。いきなり権利行使や逮捕・告訴がされたりするのか。

（答） 著作権はあくまで個人の権利であり、侵害行為が行われている場合に、権利を行使するか否かは、基本的に著作権者の判断に委ねられるものです。このため、仮に違法となる行為を行った場合でも、著作権者がそれを認知・問題視し、権利行使・告訴を行わなければ、ユーザー側が法的責任を問われることはありません。

現状でも、様々な場面で、厳密には著作権侵害となり得る行為が行われているものと考えられますが、それらの多くについては、著作権者が問題視しておらず、いわば黙認されている状況にあると思われます（いわゆる「寛容的な利用」）。また、通常、権利者は、まず、アップロード者に対する権利行使等を行うものであり、いきなり、ダウンロード側への対応を行うことは想定しがたいものと思われます。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（2）

（問4）ユーザーがダウンロードをしたかどうか、違法なアップロードだと知っていたかどうかは、外部から確認できないため、権利行使・摘発は不可能ではないか。実効性のない法改正を行うことで、法の信頼を損ねるのではないか。

（答）自ら違法ダウンロードを行っている旨をSNSなどで誇示している場合や、違法アップロードに関する捜査・訴訟等の過程でダウンロードの事実が確認された場合などには、権利行使・摘発が可能です。また、権利者が警告を発した後もユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証が容易になると考えられます。

さらに、実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像のダウンロード刑事罰化によって相当程度の効果が確認されています（補足資料①参照）。

【対象範囲拡大による弊害】

（問5）インターネット上での資料収集が萎縮するのではないか。また、漫画家等が創作のための参考資料を収集することも困難となり、創作活動が阻害されるのではないか。

（答）あくまで、違法にアップロードされた著作物を、違法であることが確実だと知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的な資料収集に大きな影響を与えるものではないと考えていました。

また、漫画家等が業務として行うダウンロードは、現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではありません（これらの行為は、いわゆる「寛容的な利用」として行われている場合が多いのではないかと考えられます）。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（3）

（問6） 論文の剽窃（著作権侵害）を指摘・告発するために当該論文を保存する行為や、研究者が海賊版に関する研究を行うために著作権侵害とされた著作物を収集する行為なども、違法となってしまうのではないか。

（答） 対外的な情報発信に使用するための複製や、研究者が業務として行う複製は、そもそも、著作権法第30条が対象とする私的使用目的の行為とは言いがたいものであり、文化庁当初案とは直接関係しません。また、御指摘のような善意に基づく行為を、著作権者（剽窃された者・被害者）が問題視することは想定しづらいと考えていました（著作権者に連絡して許諾を得ることなども可能かと思われます）。

なお、文化庁では、文化庁当初案とは別途、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです（裁判手続に係る権利制限規定の拡充についても、今後検討を行う予定です）。

（問7） 違法なアップロードからの複製が禁止されることで、論文への引用等のための利用も困難となるのではないか。

（答） ダウンロード違法化の対象範囲拡大は、あくまで、著作権法第30条及び第119条を改正するものですので、その他の権利制限規定の射程・解釈には影響を与えません。このため、例えば、著作権法第32条に規定する引用などは、その要件を満たせば、従来通り、権利者の許諾なく行うことができます。

なお、権利制限規定については、一般的に、直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての複製（引用であれば、引用が想定される資料の収集）についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば許容されるものです。このため、例えば、著作権を侵害するコンテンツがインターネット上にアップロードされている場合に、それを一旦ダウンロードした上で、その問題点を指摘する論文等に当該コンテンツの一部を引用することは許容され得るものと考えられます。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（4）

（問8）警察による捜査権の濫用を招くのではないか。

（答） 音楽・映像のダウンロードについて刑事罰化が行われてから約7年が経過していますが、そのような事例は生じておりません。また、そもそも、捜査・差押えは、裁判所が発する令状に基づいて行われるものですので、無制限の捜査機関の介入が認められるものではありません。

なお、本年2月の文化審議会著作権分科会報告書においては、改正に当たっては、刑事当局において、より一層、慎重な配慮・対応を行うことが望まれる旨が盛り込まれています。

【具体的な対象範囲・要件】

（問9）スマホによるスクリーンショットができなくなるのか。SNSのアイコンに違法画像が使用されている場合にそれがスクリーンショットに入り込んだ場合は、違法となるのか。

（答） あくまで、違法にアップロードされた著作物を、違法であることが確実だと知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的に行われているスクリーンショットの多くは、問題とならないと考えていました。なお、当然ながら、海賊版の漫画をスクリーンショットで保存するような場合には、通常の保存の場合と同様、違法となるべきものと考えられます。

スクリーンショットの際にSNSの違法アイコンが入り込んだ場合、仮にそれが違法であることが確実だと知っている場合には違法となり得ますが、そのような利用を著作権者が問題視することは想定しづらいと考えていました。

（問10） 侵害コンテンツを見ただけで違法となってしまうのか。メールで送りつけられた場合はどうなるか。

（答） 違法化されるのは、あくまで、意図的・積極的なダウンロードであり、違法にアップロードされた著作物であっても、単に視聴・閲覧するだけであれば、違法とはなりません（もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません）し、視聴・閲覧に伴うキャッシュやプログレッシブ・ダウンロードについても、著作権法第47条の4第1項の規定により適法となります。また、メール送信等は「自動公衆送信」には該当しませんので、これらをもとにダウンロードを行う行為は、違法化の対象外となります。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(5)

(問11) マンガなどの二次創作(二次的著作物)のダウンロードも違法となるのか。

(答) まず、権利者(原作者)が二次創作(二次的著作物)を問題視していない場合には、アップロード・ダウンロードともに問題とはならないところ、二次創作については、そのような場合が多いものと考えていました。一方で、権利者(原作者)が二次創作を拒絶しており、そのアップロードが明らかに違法であるとユーザーが知っている場合には、そのダウンロードは違法とし、権利者(原作者)から要求があれば適切に対応いただく必要があると考えていました。

ただし、二次創作を二次創作者自身がアップロードしている場合に、そこからダウンロードする行為については、違法にアップロードされた原作をダウンロードする行為に比べると悪質性が低いと考えられることから、刑事罰の対象から除外することとしていました。なお、二次的著作物を更に第三者が無断でそのままアップロードしている場合には、当該アップロードにより二次創作者の権利が直接害されることから、それをダウンロードする行為は刑事罰の対象としていました(補足資料②参照)。

(問12) 自身のインタビューが掲載された新聞記事等をアップロードしている場合に、それをダウンロードした者が犯罪者となってしまうのではないか。

(答) まず、多くの場合、そのような新聞記事等をアップロードすることについて、著作権者が問題視することは考えづらいため、アップロード・ダウンロードともに、特段問題にはならない場合が多いと考えられます。また、仮に著作権者から苦情があった場合には、自ら当該新聞記事等を削除することにより、ダウンロードする者に影響が及ばないように対応できるものと考えられます。なお、主観要件により「ユーザーが違法にアップロードされたことが確実だと知っている場合」にのみダウンロードが違法とされていたところ、御指摘のような事案において、当該場合に該当することは、多くないのではないかと考えていました。

また、刑事罰については、正規版が有償で提供・提示されている著作物のダウンロードを、継続的に又は反復して行う場合が対象となっていましたので、既に販売が終了している新聞記事等のダウンロードや、単発的なダウンロードは対象となっていませんでした。

3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（6）

（問13）著作権等侵害罪はTPP整備法により一部非親告罪化が行われたが、今回もそれが適用されるのか。

（答）TPP整備法では、著作権法第119条第1項に規定する著作権等侵害罪のうち、一定の要件を満たすものについて、非親告罪化を行いました。この点、音楽・映像のダウンロードに関する刑事罰は、同法第119条第3項に規定されているため、その態様に関わらず、一律、親告罪のままという取扱いになっていました。

文化庁当初案においても、この取扱いを維持し、全て親告罪のままとしていました。

【主観要件】

（問14）主観要件は、誰がどのように判断するのか。ユーザーは、違法だと知らなかったことを証明することはできないのではないか。

（答）何気なくダウンロードしてしまったユーザーを確実に保護するため、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合には、重過失があった場合や適法・違法の評価を誤った場合を含め、ダウンロードが違法とならないように措置していました。この主観要件については、権利者側が「ユーザーが違法だと知っていたこと」を立証する必要があるものであり、権利者から警告された後も、ユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、この主観要件を充足するものと認定されることが想定されます。

（問15）「重過失により違法だと知らなかった場合」、「適法・違法の評価を誤った場合」とは具体的にどのような場合か。

（答）「重大な過失により違法だと知らなかった場合」としては、例えば、有名な海賊版サイトからダウンロードしたが、著しい不注意により、それが海賊版サイトだと気付かなかった場合などが考えられます。また、「適法・違法の評価を誤った場合」としては、例えば、適法な引用によりアップロードされたものだと思ってダウンロードしたところ、実際にはそれが著作権法第32条の要件を満たさない違法な引用だった場合などが考えられます。

このような場合を含め、違法にアップロードされたことが確実だと知らなかった場合には、その事情に関わらず、ダウンロードが違法とならないように措置していました。

5. 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果

○ 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化（平成24年10月1日施行）を契機に、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイル数は**大幅に減少し、その効果はその後も維持**されていた。また、ファイル共有ソフトに接続しているノード（PC等の端末）数は、**約3割から4割程度減少**していた。

○ ファイル共有ソフトからのダウンロードについて、**違法ダウンロード刑事罰化以降に実際の行動変容**があったかどうかに関する質問の結果、**「やめた」・「減った」との回答者の割合が約7割程度**。

ファイル共有ソフト（Winny）での「有償著作物等」のファイル数の推移（※1）

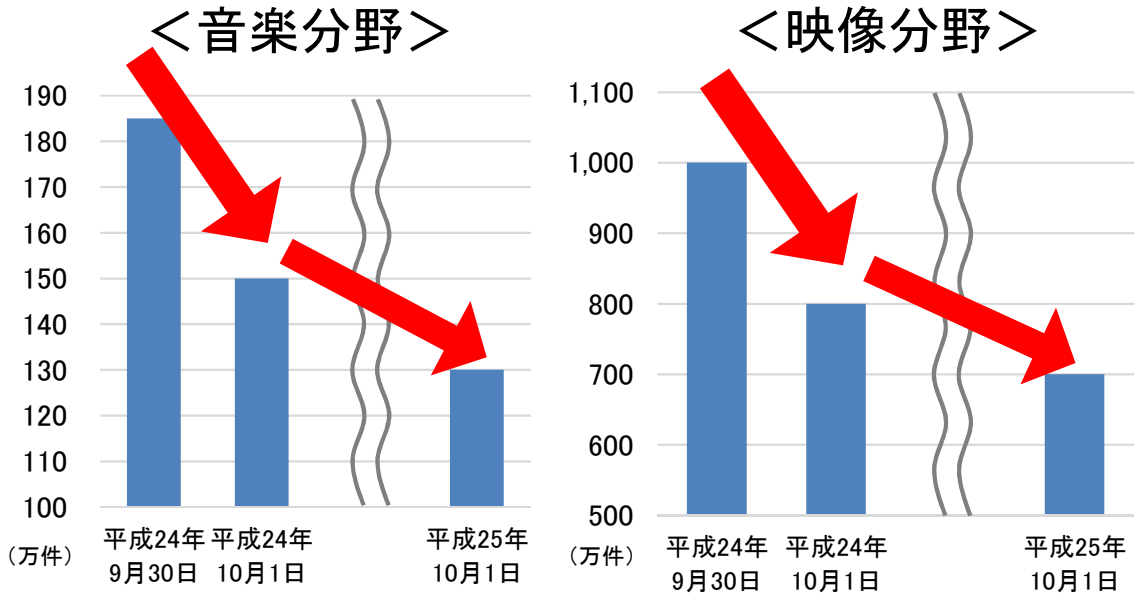

ファイル共有ソフトのノード数の推移（※2）

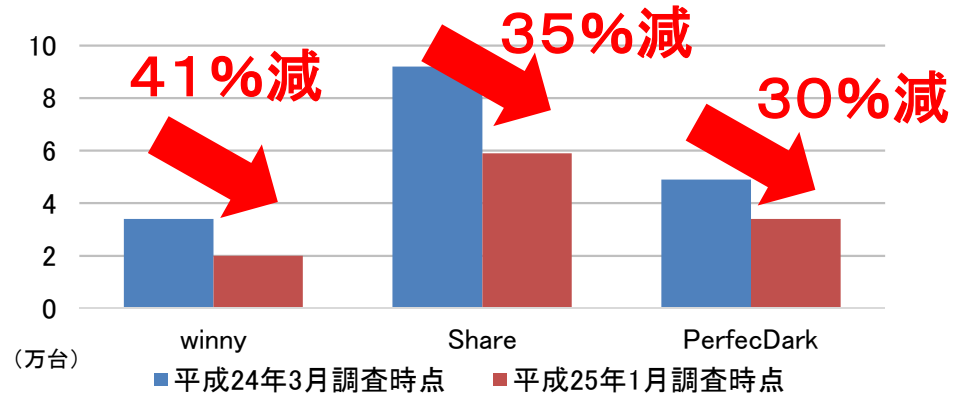

ユーザーの行動変容（※1）

ダウンロードを「やめた」・「減った」とする者が **約7割程度**

（※）「有償著作物等」とは、有償で公衆に提供・提示されている著作物等をいい、刑事罰の対象となる違法ダウンロードは、主観要件に加え、有償著作物等をダウンロードするものに限定されている。

（※1）「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」（平成25年12月 新日本有限責任監査法人）
（※2）一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）「ファイル共有ソフトの利用実態調査（クローリング調査）」

5. 補足資料② 二次創作（二次的著作物）のダウンロードに関する取扱い

○ 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作（二次的著作物）を、ダウンロードした者（下図A）については、違法となり得るが、刑事罰は科されない。

○ その二次創作（二次的著作物）を、第三者が二次創作者の許諾なく更に無断転載（アップロード）している場合に、それをダウンロードした者（下図B）は、二次創作者の権利を直接侵害していることから、刑事罰も科され得る。

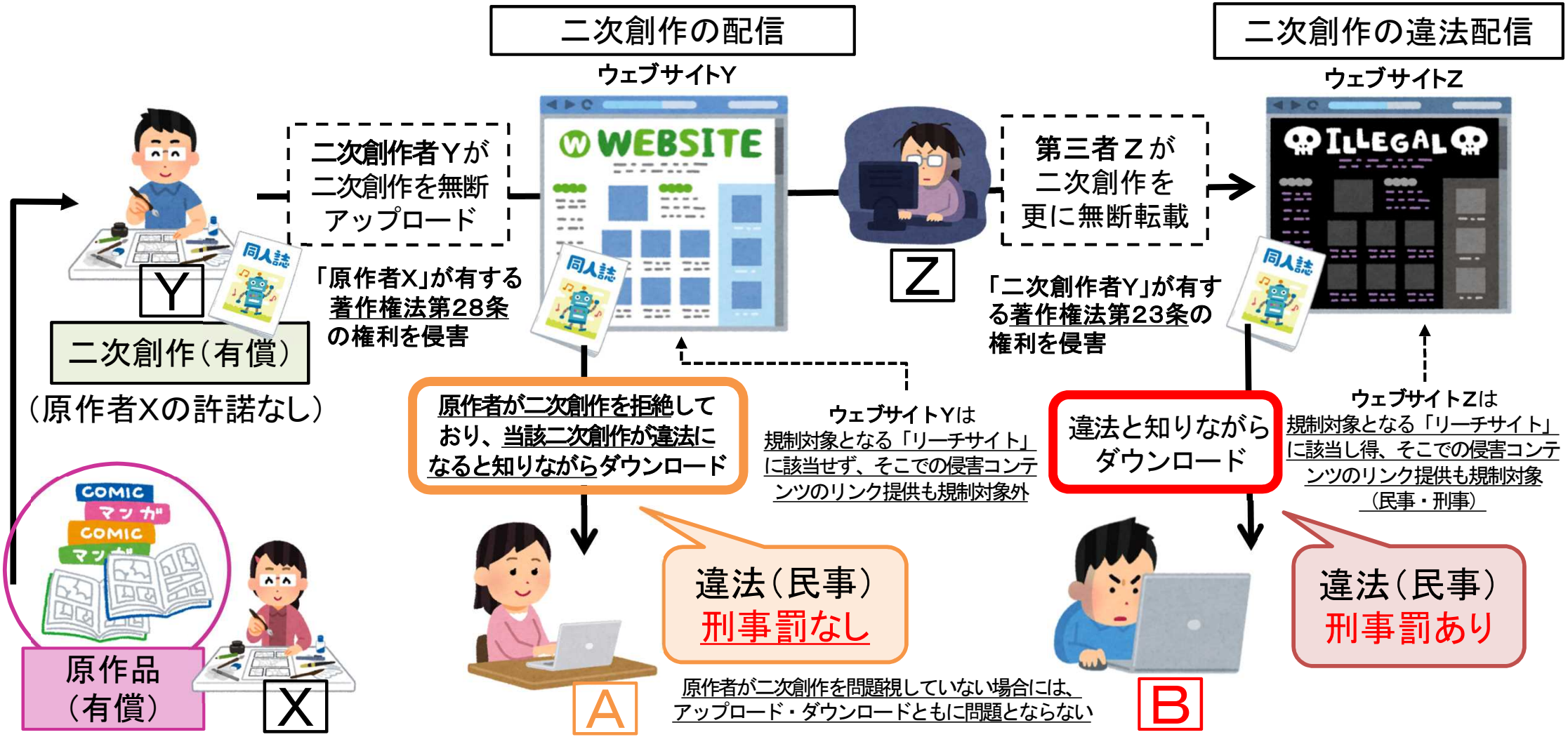

※ 原作者Xは、無断でアップロードしている二次創作者Y及び第三者Zに対して、原作品に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。
※ 二次創作者Yは、無断で転載（アップロード）している第三者Zに対して、二次創作物に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。